

○文部科学省告示第三十二号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和三年三月十五日

文部科学大臣 萩生田 光一

牡丹に雛図	鳩図	翡翠図	百舌鳥に蜘蛛図	藤に小禽図	蝦図	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	同右	令和三年二月二十四日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	令和三年三月十日から令和三年九月三十日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	株式会社中日新聞社 文化事業部長 寺尾 晶子 愛知県名古屋市中区三の丸一―六―一 東京藝術大学 大学美術館長 秋元 雄史 東京都台東区上野公園十二―八 岡崎市美術館 岡崎市美術博物館 館長 鈴木 智子 愛知県岡崎市高隆寺町字峠一 公益財団法人佐野美術館 館長 坪井 則子 静岡県三島市中田町一―四十三 NHK 事業センター長 梶 健一郎 東京都渋谷区神南二―二―一 NHKプロモーション 展示事業本部長 山 浜野 伸二 東京都渋谷区神山町五―五	住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名又は名称及び
同右	同右	同右	同右	同右	東京藝術大学美術館 東京都台東区上野公園十二―八 令和三年三月二十七日から同年五月二十三日 岡崎市美術館 岡崎市高隆寺町字峠一 愛知県岡崎市高隆寺町字峠一 令和三年五月二十九日から同年七月十一日 公益財団法人佐野美術館 静岡県三島市中田町一―四十三 令和三年七月十七日から同年八月二十九日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地

金魚図	鯨図	目白図	雛に双鶏図
同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右